

令和8年第5回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和8年5月8日（金）午後1時35分から午後2時40分まで
2. 開催場所 城陽市役所本庁舎4階 第2会議室
3. 出席委員 （17人）

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	2番	中村 貴子
	3番	北澤 良祐
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	小出 正和
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	17番	畑中 恭伸
	18番	新井 泉次
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 （3人）

	4番	菊岡 祐一
	15番	森島 孝司
	16番	吉田 真己

5. 議事日程

日 程 第 1	会期決定の件
日 程 第 2	会議録署名委員決定の件
日 程 第 3	議案 第11号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
日 程 第 4	議案 第12号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
日 程 第 5	議案 第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見について
日 程 第 6	議案 第14号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）
日 程 第 7	議案 第15号 非農地証明交付申請の承認について
日 程 第 8	報告 第10号 農地法第4条第1項の規定による届出について（農地法施行規則第29条第1号）（専決）
日 程 第 9	報告 第11号 地目変更届について（専決）

日 程 第 10 報 告 第 12 号 農地の形状変更届について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 西山 憲治

事務局 村井 萌晟

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号4番菊岡委員、15番森島委員、16番吉田委員より欠席届が提出されております。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中5名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p> <p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和8年第5回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願い致します。</p> <p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、17番畑中委員、18番新井委員よろしく願いします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。</p> <p>日程第3、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号9番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号9番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲渡人は神奈川県横浜市 ●● ●●、譲受人は京都市西</p>

担当委員	報告いたします。議案12号で説明させて頂きました場所と一体となっており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願ひます。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。</p> <p>日程第6、議案第14号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、一括契約を上程し、受付番号22番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号22番について説明します。 本案件は令和7年4月1日から令和8年3月31日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は宇治市大久保町 ●● ●、借り手は京都市伏見区 ● ●●です。</p>
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	以前から対象地を賃借して耕作されており、農地を適正に管理されているため、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひします。
会 長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号22番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願ひます。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p>

事務局	<p>続いて、受付番号23番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号23番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市寺田 ●● ●●、借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。</p>
会長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>借り手の●●さんについては、寺田地区において農地を適正に耕作・管理されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号23番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p>
事務局	<p>続いて、受付番号24番と25番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号24番と25番については同一借受人のため取りまとめて説明いたします。</p> <p>受付番号24番について説明します。 本案件は令和5年6月1日から令和8年5月31日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は貸貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市水主 ●● ●●です。</p> <p>受付番号25番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です 内容は議案書のとおりです。 貸し手は大阪府門真市 ●● ●●です。</p>

<p>会 長</p>	<p>借り手はいずれも久御山町佐古 ●●● ●●●です。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>借り手の●●●さんについては、寺田地区において農地を適正に耕作・管理されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号24番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>受付番号25番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>続いて、受付番号26番と27番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>なお、当該案件は●●委員、●●委員、●●委員、そして私が法人の役員となっている案件です。 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案の終了後に再度入室となります。 そのため、代わりに臨時議長をお願いしなければなりませんので、地方自治法第107条の規定を準用しまして、年長者の●●委員に臨時議長をお願いいたします。</p> <p>それでは●●委員、議長席に移動をお願いします。 (関係委員退席)</p>
<p>臨時議長</p>	<p>臨時議長をつとめさせていただく●●です。 議事進行にあたり皆様のご協力をお願いします。</p>

<p>会 長</p>	<p>案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。また、議事進行を谷会長に交代します。</p> <p>(関係委員入室、進行交代)</p> <p>受付番号28番と29番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号28番と29番については同一借受人のため取りまとめて説明いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>受付番号28番について説明します。</p> <p>本案件は令和5年6月1日から令和8年5月31日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>貸し手は城陽市富野 ●● ●●です。</p> <p>受付番号29番について説明します。</p> <p>本案件は令和7年4月1日から令和8年3月31日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>貸し手は城陽市富野 ●● ●●</p> <p>借り手はいずれも城陽市富野 ●● ●●です。</p>
<p>会 長</p>	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。</p>
<p>担当委員</p>	<p>報告いたします。借り手は地域の認定農業者であり、水稻を中心に耕作されており農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号28番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p>

事務局	<p>受付番号29番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>続いて、受付番号30番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号30番について説明します。 本案件は平成28年5月1日から令和8年4月30日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市富野 ●● ●●、借り手は城陽市枇杷庄 ●● ●●です。</p>
会長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。借り手は地域の認定農業者であり、イチジクを中心に耕作されており農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p>
事務局	<p>受付番号30番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>日程第7、議案第15号 非農地証明交付申請の承認についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号1番について説明します。 申請人は神奈川県横浜市 ●● ●●、 内容は議案書のとおりです。 当該地は市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域内です。</p>

	<p>現況は宅地、北側は道路、東側は宅地、南側及び西側は畑となっております。</p> <p>非農地の事由は平成3年頃から隣接所有地と一体的に農業用施設、茶製造工場として利用されており農地ではないためです。</p> <p>資料3に位置図等を添付しております。</p> <p>なお、当該地は農用地区域内の農地となっておりますが、今回は非農地で処理するため、農地転用には該当せず、農振法上の整理については、今後の農用地区域の見直しの際に農業用施設用地の位置付けとして整理される予定です。</p>
会 長	<p>本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。資料の写真にもあるとおり、西側の三角地農地にまたがって工場が建っている状態である。無断転用状態であり元の状態に戻すべきですが、高額な費用を使って更地に戻し、農業用の茶工場として申請することは理にかなわないので今回はやむなしと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p>
●●委員	<p>この案件は無過失となっていて、申請人が相続後にわかった案件なのですか。</p> <p>無断転用されていて正規の手続きを怠っていたのではないですか。</p> <p>過去において、私事ではありますが市街化区域で届出を申請する際に、先代が手続き怠っていた事が解り顛末書の提出をもって受理して頂いた経過がありました。</p> <p>理にかなわない事について十分に理解は出来るが、無断転用しているのであって、その事をもって非農地扱いをされるのはいかがなものかと考えます。</p> <p>非農地証明は極力発行しないとしてきたのに、今回、非農地として認めると、他にも無断転用しているものに対しても認めざるをえないことになるのではないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>無断転用の場合は元の農地の状態に戻し、顛末書の提出を求めたうえで農地転用の申請をしていくのが基本です。</p> <p>今回の申請は当時の申請が漏れていた事もありますが、農業用施設の茶工場として過去から使用され、茶工場については建築確認申請がなされており建築法、他法令も適正としてなされていることで非農地証明の申請となりました。</p>
●●委員	<p>無断転用状態であり、農地法違反しているのであって非農地申請とはいえ同様であると考えます。</p> <p>過去において先代が申請を怠っていたとはいえ、責任は問うべきで、非農地証明の乱発はすべきでないと考えます。</p> <p>理にかなわない事については充分理解でき、農業用施設としての過去からの利用とい</p>

	<p>うことで非農地証明とするならば、条件として顛末書の提出のうえで証明をすることとすべきであると考えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>農地の上に建物が建築された段階で分筆された経緯であり、申請をその時にされれば無断転用状態とならなかつたと思われまふ。</p> <p>本来ならば元に戻して、再申請すべきであります、担当委員から、高額の費用をかけて元に戻すことは理にかなわないとの意見があり、●●委員から非農地扱いとするならば顛末書の提出をもって証明するとの意見もあるので、条件として顛末書提出のうえで非農地証明をすることによろしいか。</p>
<p>●●委員</p>	<p>農地法と建築法の許可について優先順位はどちらなのかですか。</p> <p>というのは、過去において農地に建物が建築されていて元に戻せないために、非農地処理される案件があつたと認識していますが建物を建築する場合に建築法の許可がなければ建築できないと考えられるので、この様な事は防げるのではないか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>現在は建物を建築する場合は開発許可が必要であり、農地の転用申請と同時進行となつており連携がとれており、優先順位はなくこの様な問題はありまふ。</p>
<p>会 長</p>	<p>農地に農地法施工前の昭和27年前に建物が建築されていた場合は、建築確認申請を提出され建築基準法に合致していれば建築部局としては許可となつております。</p> <p>過去においては農地の転用申請がなされ、建設部局とは連携がとれておらず申請どおりの場所で建築されれば問題がないのですが、申請範囲を超えて建築された場合もあるのかもと考えられますが、建設部局としては建築基準に重きをおいており建築申請においてはそこまでチェックされていないと考えられる。</p> <p>しかしながら、現在は事務局が説明したように連携はとれております。</p> <p>他に質疑はありまふか。</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。</p> <p>日程第8、報告第10号 農地法第4条第1項の規定による届出について、農地法施行規則第29条第1項を専決しました。受付番号2番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>受付番号2番について説明します。</p>

	<p>土地の所在は城陽市寺田、地目は畑、面積は合計で2.42㎡です。 申請人は滋賀県大津市 ●● ●●、 転用目的は農業用集水施設、集水タンク設置のためです。 資料4に位置図を添付しております。</p>
会 長	<p>只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。</p>
●●委員	<p>この案件ですが、届出を行う必要があるのですか。</p>
事 務 局	<p>農地内で移動できるタンクについては届出までは求めてはおりませんが、今回の届出については、1トンぐらいのタンクを段積みして固定して布設されるため届出が必要となります。</p>
●●委員	<p>前回に3条申請された農地ですか。 また、どの部分に布設され、どんな様なものなのですか。</p>
事 務 局	<p>倒れた場合の危険性を考慮して、農地の中央部分に布設し、申請農地では水が取水できないので、集水するためのタンクとなっております。</p>
会 長	<p>他にご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。</p>
	<p>日程第9、報告第11号 地目変換届について専決しました。受付番号1番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号1番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 申請人は城陽市中 ●● ●●です。 資料5に位置図を添付しております。</p> <p>只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。</p> <p>日程第10、報告第12号 農地の形状変更届について専決しました。受付番号2番について事務局から説明いたします。</p>

事務局	<p>受付番号2番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 申請人は城陽市市辺 ●● ●●です。 資料6に位置図を添付しております。</p>
会長	<p>只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第10を終了します。</p> <p>以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第5回定例総会を終了致します。</p> <p>続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしく申し上げます。</p>

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員